

ご存知ですか？

固定資産の評価替え

3年毎に評価替え



土地と家屋は原則的に3年に1度の「基準年度」に「評価額」の見直しを行う「評価替」が行われることになっています。光町でも、平成12年度に評価替えを行いました。

税に関する問合せ 税務課 ☎041211 内線1121

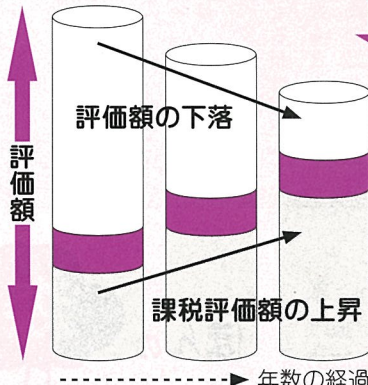
※「負担水準」とは…？

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の「課税標準額」}}{\text{新年度の「評価額」}} \\ \text{(住宅用地等に該当する場合は軽減適用後)}$$

「負担水準」により「負担調整率」「課税標準額」の引き上げ率を求めます。

新年度「課税標準額」の決定

$$\text{新年度「課税標準額」} = \text{前年度「課税標準額」} \times \text{「負担調整率」}$$



「負担水準」が低い場合は、「負担調整率」の倍率が高くなり、「負担水準」が高い場合は、「負担調整率」の倍率が低くなります。

「負担水準」の低い土地は「課税標準額」が上昇することになりその土地に対する「税額」も値上がりします。

□課税標準額 ■負担調整率 □課税標準額と評価額の差

土地の価格については、平成13年度、14年度で地価の下落があり価格を据え置くことが適当でない場合は、価格を修正できることになっています。光町では、近隣市町同様に宅地が下落傾向にあるため13年度の宅地価格を修正しました。土地の評価額が下落しているのと同じく固定資産税が下がらないのか疑問に

思っている方がいます。これについては、課税の公平な観点から地域や土地にはらうべきのある税負担を均衡化させるため、「負担水準」(※参照)が一定の率になるまで、率の低い土地は毎年引き上げをし、一定の率に達した土地は据え置き、負担水準の高い土地の税負担は引き下げる措置を講じていることとして

「基準年度」以外の価格修正

納税は便利で簡単な口座振替で！

す。なお、納期限日に振替ができなかった場合は、現金で納付することになりますので、納期限前に必ず、預金残高の確認をしてください。

また、既に口座振替を利用している方も内容の変更・解約をするときには、手続きが必要となります。

「納税は便利で簡単な口座振替で！」という通り、納期限が過ぎてしまい「あっ、税金納めるの忘れた」という方もいると思います。そこで、納め忘れがない「振替納税」をおすすめします。振替納税は、自分の指定の口座から納期日に自動的に引き落としされ、納税を済ませることが出来ます。わざわざ銀行などに出かけることや、納期限を気にかけてりする必要がなく、たいへん便利な制度です。手続きは簡単ですので、ご利用された方は、お気軽に金融機関、役場税務課窓口でご相談ください。

納期限内に納めましょう。問合せ 海匠支庁税務課 ☎0772

自動車税の納期限は5月31日です。

納期限内に納めましょう。問合せ 海匠支庁税務課 ☎0772